

廃棄物受入基準

乙訓環境衛生組合

(平成24年4月)

《目 次》

はじめに	1
第1章 総則	
1. 組合処理施設	3
2. 受入施設と受入れできる廃棄物	3
3. 廃棄物を受入れない日	4
4. 受入時間	4
5. 組合処理施設に廃棄物を搬入できる方	5
6. 搬入手続	6
7. 処理手数料及び処分費用	6
8. その他	6
第2章 受入基準	
1. 受入れできる廃棄物	7
2. 受入れできない廃棄物	10
3. その他	12
第3章 搬入要領	
1. 直接搬入（自己搬入）の流れ	13
2. 搬入時等における注意事項	14
3. 産業廃棄物についてのお問い合わせ先	15
第4章 その他	
1. 根拠法令（抜粋）	16
2. 用語解説	22

本書で使う用語については、下記のとおり省略して使用します。

「法」＝廃棄物の処理及び清掃に関する法律

「施行令」＝廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

「条例」＝乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

「関係市町」＝向日市、長岡京市、大山崎町

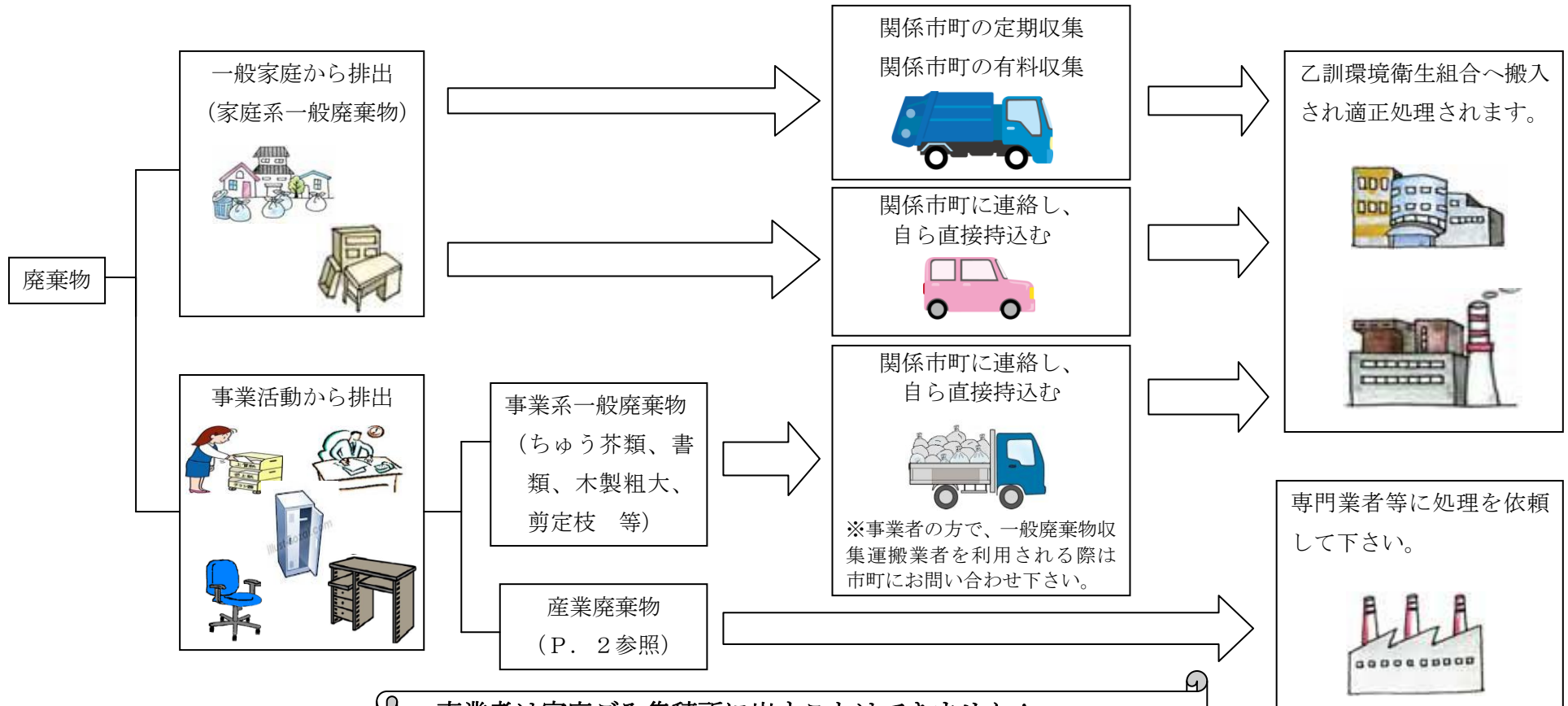
※ 巻末の用語解説もご参照して下さい。

はじめに

◎廃棄物を搬入される方は、事前にお住まいの（事業所の所在する）市役所又は町役場で受付けをして下さい。

廃棄物の分類について

事業活動から発生したごみは、全て産業廃棄物又は事業系一般廃棄物に分けられます。
それぞれの種類ごとに分別を行い、適正に処理して下さい。



事業者は家庭ごみ集積所に出すことはできません！
〔 事業活動に伴って生じる廃棄物を家庭ごみ集積所に出す行為は
不法投棄とみなされますので絶対にやめて下さい。 〕

産業廃棄物の分類

全ての事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、以下に掲げる20種類のものをいいます。

	種 類	内 容 等
すべての業種	1. ゴムくず	天然ゴムくず 等
	2. 金属くず	鋼鉄、金属研磨くず 等
	3. ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、レンガ、工作物以外からのコンクリートくず 等
	4. 鉱さい	高炉、平炉、電気炉などの残渣、鉱石、石炭 等
	5. ばいじん類	大気汚染防止法に定めるばい煙施設、焼却施設において発生し、集じん施設によって集められたもの
	6. 燃え殻	石炭、焼却炉の残灰、炉内清掃抽出物 等
	7. 汚泥	工場等事業所からの汚泥、泥状のもの
	8. 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油 等
	9. 廃酸	硫酸、塩酸などすべての酸性廃液
	10. 廃アルカリ	ソーダ液、金属石鹼液などすべてのアルカリ性廃液
	11. 廃プラスチック	合成樹脂、合成繊維など固形状、液状すべての合成化合物
	12. コンクリートくず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート、がれき 等
業種の指定のあるもの	13. 紙くず	建設業、パルプ・紙製造又は加工業、新聞業、出版業、印刷製本業に係る紙くず
	14. 木くず	建設業、木材木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、流通に使用したパレット
	15. 繊維くず	建設業、繊維工業に係るもの
	16. 動植物系固形不要物	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業に係るもの
	17. 獣畜及び食鳥の固形不要物	と畜場、食鳥処理場において処理されたもの
	18. 動物のふん尿	畜産農業に係るもの
	19. 動物の死体	畜産農業に係るもの
	20. 施行令第2条13号廃棄物	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は上記1～12に掲げる産業廃棄物を処分したものであってこれらの産業廃棄物に該当しないもの

(注) その他にも、輸入された廃棄物の内、航行に伴い生じた「航行廃棄物」、本邦に入国する者が携帯する「携帯廃棄物」以外の廃棄物も産業廃棄物となります。

第1章 総則

乙訓環境衛生組合（以下「組合」という。）は、関係市町の区域内から排出された廃棄物の適正な処理を行うことを目的としております。

1. 組合処理施設

所在地	施設名称
〒618-0081 京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地 TEL：075-957-6681（代表） FAX：075-957-1257 URL：http://www.cleanplaza-otokuni.jp	(1)ごみ処理施設 (2)リサイクルプラザ (3)し尿処理施設 (4)動物焼却炉
〒617-0836 京都府長岡京市勝竜寺下長黒1-1 TEL：075-959-3080 FAX：075-955-1364	(5)プラプラザ ・プラスチック製容器包装圧縮梱包施設 ・ペットボトル処理施設 (6)勝竜寺埋立地

2. 受入施設と受入れできる廃棄物

受入施設	受入れできる廃棄物	参照ページ
ごみ処理施設	可燃ごみ（紙くず、ちゅう芥類等）	7、9
リサイクルプラザ	粗大ごみ、その他不燃物、カン類、ビン類	7、9
し尿処理施設	生し尿、浄化槽汚泥	———
動物焼却炉	犬、ねこ等の死体	9
プラプラザ	その他プラスチック類、ペットボトル、有害ごみ（乾電池、蛍光灯）	8
勝竜寺埋立地	側溝清掃汚泥	9

※ し尿処理施設については、平成19年度より隣接する下水道終末処理施設へ投入する方式となっています。

3. 廃棄物を受入れない日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月1日から1月4日
- (4) その他組合が指定する日

4. 受入時間

(1) ごみ処理施設

区 分	定期収集（関係市町直営及び委託）	直接搬入（自己搬入）	許可業者等
平 日	8:30～11:30 13:00～16:30	13:00～16:00	8:30～11:30 13:00～16:30 ※
日曜日、土曜日	—————	—————	※
祝 日	8:30～11:30	—————	※

※ 管理者が、公衆衛生上清潔に保持することが困難であると認めた場合に限り早朝及び日・土・祝の搬入を認めます。

(2) リサイクルプラザ

区 分	定期収集（関係市町直営及び委託）	直接搬入（自己搬入）	許可業者等
平 日	8:45～11:30 13:00～16:00	13:00～16:00	8:45～11:30 13:00～16:00
日曜日、土曜日	—————	—————	—————
祝 日	8:45～11:30	—————	—————

(3) し尿処理施設

区 分	定 期 収 集	直接搬入（自己搬入）	許可業者等
平 日	8:30～16:00	—————	8:30～16:00
日曜日、土曜日	—————	—————	—————
祝 日	—————	—————	—————

(4) 動物焼却炉

区 分	収集（関係市町直営）	直接搬入（自己搬入）	許可業者等
平 日	8:30～11:30 13:00～16:00	13:00～16:00	_____
日曜日、土曜日	_____	_____	_____
祝 日	_____	_____	_____

（注） 小動物の死体の年末の受入れは12月30日までです。

(5) プラプラザ（プラスチック製容器包装圧縮梱包施設、ペットボトル処理施設）

区 分	定期収集（関係市町直営及び委託）	直接搬入（自己搬入）	許可業者等
平 日	8:45～11:30 13:00～16:00	13:00～16:00	8:45～11:30 13:00～16:00
日曜日、土曜日	_____	_____	_____
祝 日	8:45～11:30	_____	_____

(6) 勝竜寺埋立地

区 分	定期収集（関係市町直営及び委託）	直接搬入（自己搬入）	許可業者等
平 日	8:30～11:30 13:00～16:30	_____	_____
日曜日、土曜日	_____	_____	_____
祝 日	_____	_____	_____

5. 組合処理施設に廃棄物を搬入できる方

- (1) 関係市町区域内に在住の方
- (2) 事業所の所在地が関係市町区域内にあり、廃棄物搬入通知を管理者が受けた事業者
- (3) 関係市町長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者
- (4) 関係市町（直営）及び市町の委託業者

6. 搬入手続

廃棄物を搬入される方は、事前にお住まいの（事業所の所在する）市役所又は町役場で受付けをして下さい。次の様な確認があります。

- ・搬入予定日、住所、氏名、電話番号、廃棄物の種別（内容）、発生の理由、搬入車両の車種及びナンバー、その他必要事項

7. 処理手数料及び処分費用

(1) 処理手数料及び処分費用について

組合は、条例に基づき処理手数料（以下「手数料」という。）又は処分費用（以下「費用」という。）を搬入の都度徴収します。

(2) 手数料及び費用の算出について

搬入の都度、組合の計量器（10キログラム単位の計量）で計量した廃棄物投入前の車両重量（総重量）から、投入後に計量した車両重量（風袋重量）を差し引いた重量（搬入量）を処理量（100キログラム単位）に換算し、下表で定める手数料又は費用を乗じて算出します。ただし、計量が困難な物及び計量ができない車両の場合には、車両の最大積載量を搬入量として換算します。



種 別	算 出 単 位	手数料及び費用
一 般 廃 棄 物	100キログラムまでごとに	1,400円
犬、ねこ等の死体	1 体 に つ き	1,400円
産 業 廃 棄 物	100キログラムまでごとに	3,200円

〔一般廃棄物の場合の換算例〕

～100キログラム	1,400円
110キログラム～200キログラム	2,800円
210キログラム～300キログラム	4,200円

8. その他




組合処理施設へ搬入する際の車両については、4t車以下を原則とします。ただし、組合処理施設に影響を与える車両については、4t車以下であっても搬入を認めないことがあります。

第2章 受入基準

1. 受入れできる廃棄物

(1) 家庭系一般廃棄物（一般家庭の日常生活で発生するごみ）

種 別	対 象 物	備 考
可燃ごみ	<p>○ 組合及び関係市町が適正処理困難物若しくは排出禁止物として指定していない物であって、最も長い箇所が50センチメートル未満の可燃物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 剪定枝の長さは、<u>50センチメートル未満にして小さく束ねること。</u> ・ 除草ごみは、ごみ袋（45リットル相当）に入れること。 ・ 花火、マッチ等は、水で完全に湿らすこと。 <p>(注) <u>可燃物であっても最も長い箇所が50センチメートル以上の物については、粗大ごみとして、最も長い箇所が50センチメートル未満の品目でも不燃物を含んでいる物は、その他不燃物として排出すること。</u></p>	関係市町作成のごみ減量のしおり等をご参照して下さい。
粗大ごみ	<p>○ 組合及び関係市町が適正処理困難物若しくは排出禁止物として指定していない物であって、最も長い箇所が50センチメートル以上の物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストーブ等の燃料は使い切ること。 ・ 樹木は<u>直径10センチメートル未満、長さ1.5メートル未満</u>にすること。 ・ 畳は1人1日10枚までとする。 	
その他不燃物	<p>○ 関係市町が、収集する物であって、組合及び関係市町が適正処理困難物若しくは排出禁止物として指定していない物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 塗料やオイルの缶は中身を使い切ること。 	

種 別	対 象 物	備 考	
カ ン 類	 <p>○ 上記のマークが記されている空カン、空カン類全般（お菓子のカン等）、スプレーカン（殺虫剤、ヘアースプレー等）、カセットボンベ 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中を軽く水洗いすること。 ・ スプレーカン、カセットボンベ 等は、中身を使い切って穴を開けること。 <p>(注) 塗料、シンナー、オイル 等のカンはその他不燃物として排出すること。</p>		
ビ ン 類	<p>○ 空ビン類全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャップを取り、中を軽く水洗いすること。 <p>(注) 塗料、ラッカー等の付着したビン、空ビン以外のガラス類は、その他不燃物として排出すること。</p>		
ペ ー ッ ト ボ ト ル	 <p>○ 上記のマークが記されているボトル（容器）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャップを取り、ラベルをはがして中を軽く水洗いすること。 	<p>関係市町作成のごみ減量のしおり等をご参照して下さい。</p>	
そ の 他 プ ラ ス チ ッ ク 類	 <p>○ 上記のマークが記されている容器包装材、主なものとしてレジ袋、ボトル類（ペットボトルを除く）、カップ類、パック類、トレイ類、ポリ袋、ラップ類、容器包装用発泡スチロール 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品トレイ等は軽く水洗いすること。（内容物等が付着し、洗い流すことが困難な物は可燃ごみとなる。） 		
有 害 ご み	<p>○ 筒型乾電池（小型二次電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型シール鉛蓄電池）は、販売店等に返却して下さい。）</p> <p>○ 蛍光灯（割れた蛍光灯や、蛍光灯以外の電球はその他不燃物として排出すること。）</p>		

種 別	対 象 物	備 考
犬、ねこ等の死体	<ul style="list-style-type: none"> 犬、ねこ等の死体は、袋（可燃性）若しくは適切なサイズの可燃性の箱（木製、紙製）等で梱包すること。 組合が指示する場所まで搬入者が運搬し、受入設備（コンベヤ）上に適切に置くこと。 	関係市町作成のごみ減量のしおり等をご参照して下さい。
側溝清掃汚泥	<ul style="list-style-type: none"> 関係市町の直営及び委託のみ受入れる。 	

(2) 事業系一般廃棄物（事業活動に伴い発生する廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの）

種 別	対 象 物	備 考
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ ちゅう芥類、書類、剪定枝 等 <ul style="list-style-type: none"> 剪定枝の長さは、<u>50センチメートル未満</u>にして小さく束ねること。 除草ごみは、ごみ袋（45リットル相当）に入れること。 <p>(注) 最も長い箇所が50センチメートル未満の可燃物が対象となる。</p>	<u>不燃性のごみは、産業廃棄物として適正に処理すること。</u>
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木製の粗大ごみ、樹木、畳 等 <ul style="list-style-type: none"> 樹木は<u>直径10センチメートル未満、長さ1.5メートル未満</u>にすること。 畳は1人1日10枚までとする。 <p>(注) 最も長い箇所が50センチメートル以上の物が対象となる。</p>	

2. 受入れできない廃棄物

(1) 法律によりリサイクルが義務付けられている物

●特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に該当する廃棄物	処理方法
○ テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機	・ 販売業者に依頼するか、お近くの電気店に引取りを依頼して下さい。
●資源の有効な利用の促進に関する法律に該当する廃棄物	処理方法
○ パソコン（ディスプレイモニター含む）、小型二次電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型シール鉛蓄電池）	・ パソコンについては、販売業者に依頼するか、お近くの電気店に引取りを依頼して下さい。 ・ 小型二次電池については、販売店等に返却して下さい。
●使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に該当する廃棄物	処理方法
○ 自動車（四輪自動車）	・ 製造メーカー、販売業者にご相談して下さい。

(2) 排出禁止物（条例第14条関係）

●法第2条第3項で規定されている特別管理一般廃棄物	処理方法
○ エアコン、テレビ、電子レンジに含まれるPCBを使用する部品	・ 製造メーカー、販売業者に依頼して下さい。
○ ばいじん（集じん施設によって集められたものに限る。） ○ ダイオキシン類含有物（ダイオキシン類対策特別措置法に規定されている廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng-TEQ/g以上含有するばいじん、燃え殻、汚泥）	・ 専門業者に直接依頼して下さい。

○ 感染性一般廃棄物（医療関係機関等から発生する感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物）で産業廃棄物以外のもの。）	・ 感染性一般廃棄物については、医療器具販売業者、医療機関にご相談して下さい。
●法第2条第4項で規定されている産業廃棄物	処理方法
○ 産業廃棄物に該当するもの全て。ただし、一般廃棄物の処理に支障がなく、管理者が認めた物を除く。	・ 専門業者に直接依頼して下さい。
●法第2条第5項で規定されている特別管理産業廃棄物	処理方法
○ 特別管理産業廃棄物に該当するもの全て。	・ 専門業者に直接依頼して下さい。

※ 排出禁止物については、P. 17、P. 18もご参照下さい。

(3) 適正処理困難物

●条例第12条で管理者が指定する物	処理方法
○ バッテリー（自転車用含む）、オートバイ（原動機付自転車含む）、FRP船、消火器、タイヤ、ガスボンベ 等 (注) 関係市町が収集をしていない物（関係市町作成のごみ減量のしおり等をご参照下さい。）	・ 製造メーカー、販売業者、購入店にご相談下さい。

(注) 上記の表((2)、(3))に記載していない物でも、組合処理施設の設備及び技術に照らし、処理が困難と判断される廃棄物については、受入れを拒否する場合があります。

3. その他

関係市町から受けた搬入通知の内容との整合性や組合の処理施設に支障を及ぼすおそれがある廃棄物の搬入の確認を行うため、必要に応じ関係市町、組合が搬入廃棄物の展開検査等を実施することがあります。その際、受入基準に適合しない場合は、受入れを拒否することがあります。

第3章 搬入要領

1. 直接搬入（自己搬入）の流れ

① 受付

まず、お住まいの市町の役所、役場に電話をして事前に受付をして下さい。

搬入日、住所、氏名、電話番号、廃棄物の内容などをお伺いします。

※事業所の方は所在する市町での手続きが必要になります。



② 組合へ

廃棄物を載せた状態で1回目の計量を行います。

計量係員が市町と廃棄物の種類をお尋ねします。

※必要に応じて、安全ベルトをお貸しいたします。



③ 施設内へ

【リサイクルプラザ】



粗大ごみ、不燃ごみ 等

(品目についてはP.7～参照)

施設係員の指示に従って投入して下さい。

【ごみ処理施設】



可燃ごみ

(品目についてはP.7～参照)

- ・扉は自動で開閉します。
- ・安全ベルトを装着し、施設係員の指示に従ってごみを投入して下さい。

④ 再度計量へ

計量へ戻り、廃棄した後の重量を計り、処理量を算出します。

処理量に伴って、手数料を精算して下さい。



種 別	算 定 単 位	手 数 料
一般廃棄物	100kgまでごとに	1,400円
犬、ねこ等の死体	1体につき	1,400円

第1章7もご参照下さい(→P.6)

2. 搬入時等における注意事項

次の事項を遵守し、廃棄物を搬入して下さい。遵守されていない場合には搬入を拒否する場合があります。

- (1) 直接搬入を希望される関係市町区域内の在住者若しくは事業者の方は、廃棄物の発生した区域の市役所又は町役場の担当課へ事前に連絡して下さい。

【市役所、町役場の連絡先】

連絡先	電話番号	ホームページ
向日市環境政策課	075-931-1111 (代表)	URL : http://www.city.muko.kyoto.jp
長岡京市環境業務課	075-955-9689 (直通)	URL : http://www.city.nagaokakyo.kyoto.jp
大山崎町経済環境課	075-956-2101 (代表)	URL : http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp

- (2) 関係市町長の許可を受けていない収集運搬業者は搬入することができません。
(3) 廃棄物は、搬入前に適切に分別して下さい。分別がされていない場合は搬入できません。
(4) 施設内及び場内を車両等で走行する場合は、徐行し安全運転を心掛けて下さい。
(5) 廃棄物投入作業前には、車両周辺の状況を確認して事故等の無いように気をつけて下さい。
(6) ごみ処理施設で可燃ごみを廃棄する場合
① 可燃ごみが少量の場合は、持込みごみ投入窓から投入して下さい。(投入窓の開閉作業については、ごみ処理施設係員が行います。)



② 可燃ごみが多量の場合は、No. 1～6 のごみ投入扉から投入して下さい。どのごみ投入扉から投入するかは、1回目の計量時に印刷される計量票により指示されます。(No. 1～6のごみ投入扉は自動で開閉します。)

なお、No. 1～6のごみ投入扉を使用して投入する際には、必ず安全ベルト（直接搬入者に対しては、計量時に計量係員より貸与します。それ以外の方については、施設備え付けの安全ベルトを使用して下さい。）を適切に装着し、安全ベルトのフックを投入扉の左右の柱に設置している留め具に掛けて安全を確保して下さい。また、作業時には投入扉から適切な距離を確保して安全に作業を行い、絶対に投入扉下部の車止めに足を掛けないで下さい。



その他の処理施設においても、各処理施設係員等の指示に従い、搬入者自らが安全に投入作業を行って下さい。

- (7) 廃棄物投入作業中に、周辺に廃棄物が飛散した場合には、作業後に施設備え付けの清掃用具等により清掃して下さい。
- (8) 搬入車両の維持管理を適切に行い、オイル漏れや車両装置等に故障のある状態での搬入は行わないで下さい。

※ 上記に記載されていないその他の事項については、各処理施設の係員等の指示に従って下さい。

3. 産業廃棄物についてのお問い合わせ先

連絡先	電話番号	ホームページ
京都府乙訓保健所	075-933-1341	URL : http://www.pref.kyoto.jp/yamashiro/ho-oto
社団法人京都府産業廃棄物協会	075-694-3402	URL : http://www.kyoto-sanpai.or.jp

第4章 その他

1. 根拠法令（抜粋）

乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、法令に定めるもののほか、乙訓環境衛生組合（以下「組合」という。）における廃棄物の適正処理、減量及び循環的な利用に関し必要な事項を定め、循環型社会の形成を目指し、もつて向日市、長岡京市及び大山崎町（以下「関係市町」という。）区域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（用語）

第2条 この条例における用語の意義は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 一般家庭の日常生活に伴い発生する一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴い発生する廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（家庭系一般廃棄物の処理）

第9条 管理者は、処理計画に従い、関係市町から発生する家庭系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように、適正処理、減量及び循環的な利用を行わなければならない。

2 前項の適正処理、減量及び循環的な利用（廃棄物の中間処理及び処分を委託して行う場合にあつては、当該中間処理及び処分の委託）は、法第6条の2第2項の規定に基づき定められた基準に従つて行うものとする。

（事業系一般廃棄物の処理）

第10条 管理者は、事業者が事業系一般廃棄物を自ら適正に処理することが困難であり、やむを得ない事情があると関係市町長が認め、かつ、家庭系一般廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、第4条第1項の規定にかかわらず、その処理をすることができる。

- 2 前項の規定により組合において処理を行う事業者は、あらかじめ関係市町長に届け出、関係市町長から搬入指示書を受け、関係市町長より規則で定める廃棄物搬入通知を管理者が受けた者に限る。

(廃棄物の搬入)

- 第11条 廃棄物を組合の一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）に搬入できる者は、関係市町（関係市町の委託を含む。）、関係市町が法第7条第1項の規定に基づき許可する一般廃棄物収集運搬業者、前条に定める事業者及び土地又は建物の占有者及び使用者（占有者及び使用者がない場合は、その土地又は建物の管理者。以下「占有者等」という。）で直接搬入する者でなければならない。
- 2 前項に規定する者が廃棄物を処理施設に搬入するときは、規則に定める受入基準に従わなければならない。
- 3 管理者は、第1項に規定する者が前項の受入基準に従わない場合は、当該廃棄物の受入れを拒否することができる。

(適正処理困難物の指定等)

- 第12条 管理者は、製品等で、廃棄された場合においてその適正処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。
- 2 管理者は、前項の指定をしたときは、これを公表するものとする。
- 3 管理者は、適正処理困難物の製造、加工及び販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう必要な協力を求めることができる。

(犬、ねこ等の死体の処理)

- 第13条 犬、ねこ等の死体は、他の一般廃棄物と区分し、組合が指定する場所に搬入しなければならない。

(排出禁止物)

- 第14条 事業者及び占有者等は、処理計画に基づき、次の各号に掲げるものを排出してはならない。
 - (1) 有害な物質を含むもの
 - (2) 著しく悪臭を発するもの
 - (3) 処理施設の運転管理に従事する者に危険を及ぼすおそれがあるもの
 - (4) 体積又は重量が著しく大きいもの

(5) 法第2条第3項に規定される特別管理一般廃棄物

(6) 前各号に掲げるもののほか、組合が行う廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を及ぼすおそれがあるもの
2 管理者は、前項に規定する廃棄物を搬入しようとする者に対し、一般廃棄物処理業者等への適正処理の委託その他必要な事項を指示することができる。

(組合が処理できる産業廃棄物)

第15条 法第11条第2項の規定により組合が処理できる産業廃棄物は、一般廃棄物の処理と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で管理者が規則で定めるものとする。

(一般廃棄物の処理手数料)

第16条 管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関し別表第1に定める一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）を徴収する。

(産業廃棄物の処分費用)

第17条 管理者は、第15条の規定により産業廃棄物を処理する場合は、法第13条第2項の規定に基づき、別表第2に定める産業廃棄物処分費用（以下「費用」という。）を徴収する。

(手数料及び費用の徴収の時期)

第18条 管理者は、手数料及び費用を搬入の都度、事業者又は占有者等から現金で徴収するものとする。ただし、現金を持参することが困難なため後納を願い出、管理者が承認した者については、毎月当月分をまとめて翌月末日までに徴収するものとする。

(立入検査)

第22条 管理者は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者又は占有者等その他必要と認める者の土地又は建物に立入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別表第1（第16条関係）

種 別	手 数 料
一 般 廃 棄 物	100 キログラムまでごとに1,400 円とする。
犬、ねこ等の死体	1 体につき1,400 円とする。

- 備考 1 計量が困難な物及び計量を行わないときは、車両の最大積載量による。
- 2 産業廃棄物と一般廃棄物を混載したものは、産業廃棄物とみなす。
- 3 手数料の徴収は、搬入車両1台ごとの重量計算とする。ただし、手数料の後納を承認した者は1か月間の累計による重量計算とする。

別表第2（第17条関係）

種 別	費 用
産 業 廃 棄 物	100 キログラムまでごとに3,200 円とする。

- 備考 1 計量が困難な物及び計量を行わないときは、車両の最大積載量による。
- 2 産業廃棄物と一般廃棄物を混載したものは、産業廃棄物とみなす。
- 3 費用の徴収は、搬入車両1台ごとの重量計算とする。ただし、費用の後納を承認した者は1か月間の累計による重量計算とする。

乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抄）

（目的）

第1条 この規則は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成23年条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（受入基準）

第4条 条例第11条第2項に規定する一般廃棄物の受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第14条第1項に掲げるものを搬入しないこと。
 - (2) 可燃物、不燃物等に適正に分別し、処理計画に従い、定められた処理施設に搬入すること。
 - (3) 搬入車両は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないように必要な措置を講じること。
 - (4) 処理施設においては、当該処理施設の職員の指示に従うこと。
- 2 前項に規定するもののほか、廃棄物の受入れに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（組合が処理できる産業廃棄物）

第5条 条例第15条の規定により組合が処理できる産業廃棄物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 紙くず
 - (2) 木くず
 - (3) 繊維くず
 - (4) 動植物性残さ
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めるもの
- 2 管理者は、前項各号の産業廃棄物について、一般廃棄物の処理に支障を及ぼすと認めるときは、その全部又は一部の受入れを制限するものとする。

(展開検査等)

第8条 管理者は、条例第11条第3項に規定する受入基準に対し、処理施設へ搬入される廃棄物の適合性を判断するため、搬入時に展開検査等を実施することができる。

2. 用語解説

【ア～オ】

○一般廃棄物

法第2条第2項で「一般廃棄物」とは産業廃棄物以外の廃棄物と規定されています。（一般家庭の日常生活から生じる家庭系一般廃棄物と、事業活動に伴って生じる事業系一般廃棄物に区分される。）

○医療関係機関

病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、助産所、国又は地方公共団体の試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学にかかわるもの）、大学及びその附属研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学にかかわるもの）、学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良・考案若しくは発明にかかわる試験研究を行う研究所（医学、歯学、薬学、獣医学にかかわるものをいう。）

【カ～コ】

○家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

製造業者、輸入業者、小売業者、消費者の果たすべき責務と、リサイクル義務の対象となる機器（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）を規定し、有用な部品や材料をリサイクルして、廃棄物の減量化、資源の有効利用を推進する法律。

○許可業者

法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業者

【サ～シ】

○産業廃棄物

法第2条第4項で定める、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物及び輸入された廃棄物。

○資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

平成3年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正版として、循環型経済システムの構築を目指すものとして平成12年に制定された法律。①事業所による製品の回収・リサイクル対象の強化、②製品の資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、③回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を行う。

○自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

使用済自動車から発生するシュレッダーダスト（破碎ごみ）、エアロバッグ、フロンガスの低減化を図り、自動車のリサイクルを推進するための法律。

○し尿

人体から排出される「屎（し）」（大便）と「尿」（小便）の混合物。

○浄化槽汚泥

浄化槽内で水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥状になったもの。

【タ～ト】

○ダイオキシン類

ダイオキシン類は、環境中に広く存在しており、その量は非常に微量である。しかし、微量でも強い毒性を持つと考えられている。ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルという3種類の物質群の総称で、ベンゼン環に塩素が結合した構造をしている。

ダイオキシン類は、主に物が燃焼するときに生成し、環境中に拡散する。過去に使用されていた農薬の不純物としても拡散していた。

○特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に関わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物。

○特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に関わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物。

【ハ～ホ】

○ばいじん

工場などの煙突の煙の中に含まれるすすなどの微粒子。

○PCB

PCBは、Poly Chloro Biphenyl (ポリクロロビフェニル) の略称で、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に含有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、中でも、コプラナーPCB (コプラナーとは、共平面状構造の意味) と呼ばれるものは毒性が極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされている。一方、溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていた。